

仕様書

1. 件名

電話交換機設備、無線機器借入及び設置業務

2. 目的

本工事は、老朽化等により不具合が発生している構内交換機及び電話機等の交換整備を行う事と災害対策として現有機器設置場所の変更作業を行う事で通信システムを安全・安定的に稼働する事を目的に実施するものである。

3. 依頼概要

納入機器及び有する機能は以下のとおりとする。

- ① デジタル電話交換機 1 式
 - ・ 光回線 6ch I S D N回線 1 回線収容可能なこと。
 - ・ 留守番電話機能(2ch6 時間)を有すること。
 - ・ デジタル多機能電話機 32 台以上接続可能なこと。
 - ・ コードレスアンテナ 2 台以上収容可能なこと。
 - ・ 現有の設置場所ではなく 3 階に設置可能なこと。

- ② デジタル多機能電話機 29 台
 - ・ 24 ボタン以上有すること

- ③ コードレス電話機 2 台
 - ・ (想定使用範囲)1 階事務所内及び 3 階
 - ・ カールコードレスを使用して、デジタル多機能電話機と合算での数量計算は無効とする
 - ・ コードレス電話機において生活防水機能を有すること。
 - ・ 置き方固定電話機と同じ内線番号が利用できワンタッチで切替が可能なこと (ハココードレス機能)

- ④ 配線ケーブル 1 式
 - ・ 既存配線を全て再配線行うこと
 - ・ 追加の電話機までの配線も行うこと

⑤ LAN 配線

- ・指定した部屋までの入線工事 3本
- ・無線親機取付け場所への入線工事

⑥ 無線親機設置設定 2フロア

- ・1階、3階フロア内を網羅する形で設置すること
- ・IPアドレスは当協議会指定の内容で設定すること
- ・設定したSSIDが見えないよう、ステルス機能を用いること
- ・法人向け機器でメーカー保証が5年間あること
- ・設置場所は天井もしくは壁面に取付けすること

4. 調達の範囲

- ① 電話交換機、無線親機等設備の機器調達と更新作業
- ② 機器等の適切な稼働調査
- ③ 入替機器等撤去作業
- ④ 導入機器の使用法説明
- ⑤ 電話交換機等が現在と同様に使用できるようにするために必要な作業
- ⑥ 電話交換機の3階への移設に必要な作業
- ⑦ ISDN3回線の光回線への切替え作業補助

5. 納入日

令和3年 3月20日～21日

6. 設置場所

大阪府大阪市此花区伝法3-2-27 此花ふれあいセンター内

7. 問合せ先

此花区社会福祉協議会 担当穂積、坂元まで
大阪府大阪市此花区伝法3-2-27 此花ふれあいセンター内
TEL : 06-6462-1224

8. 見積書提出期日

令和3年 1月 28日 (木) 16時まで

9. 契約方法

リース (5年)

10. 業者選定方法

- 個人情報のある事務所内での作業のため、応札業者はPマーク又はISMSを取得している事を前提とする。
- 過去に市・区社会福祉協議会と契約・物品納入実績がある者
- 大阪府の競争入札参加者名簿に登録されている者
- 大阪市暴力団等排除措置網第3条に定める入札等排除措置をうけていないこと及び要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- 国及びその機関並びに大阪府、大阪市、本会において入札停止処分を受けて2年間を経過する者
(参考) 大阪市契約規則、大阪市暴力団等排除措置要綱
- 選定方法は、仕様を満たし、かつ、見積金額が低額であることとする。
- 選定日時は、令和3年1月29日(金)13時から行い、
令和3年1月29日(金)17時まで結果連絡を実施する。

11. その他

- 選定後、選定業者は担当者等と連絡調整を行い、納入が円滑に行われるよう努めること。
- 見積をする場合は、見積品のカタログ等を令和3年1月15日(金)までに提出し、担当者の了承を得たうえで見積書を提出すること。
- 仕様に関する質問は、令和3年1月15日(金)までFAXにて受付し、
質問に関する回答は、令和3年1月21日(木)までにFAXにて全業者に回答する。
- 本仕様内容と相違があり、費用に関わる内容があった場合は落札業者と大阪市此花区社会福祉協議会との協議の上で決定する事。